

杉並区教育委員会と高千穂大学との教育インターンシップに関わる協定締結について

杉並区教育委員会と区内にある高千穂大学との教育インターンシップに関わる協定締結について、高千穂大学から依頼がありました。今後の取組を含め、以下のとおり報告します。

1 依頼内容

杉並区立小中学校での、高千穂大学学生による教育インターンシップの実施

2 対象

高千穂大学で教職課程を置く学部（商学部、経営学部、人間科学部児童教育専攻）の2年次以上の学生

3 協定の目的

(1) 高千穂大学

学校現場での授業以外（授業は実施しないが授業見学・支援・補助等は可）への参加を中心として次のことを目的とする。

- ・学校業務について理解し、教職への理解を深める。
- ・学校業務の体験を通じて教職への意欲を高める。
- ・学校業務への参加を通じて教職課程各受講科目への理解を深める。

(2) 杉並区教育委員会

高千穂大学との協定締結により、区立小中学校での教育活動の発展を目的とする。

4 実施する活動概要

原則、インターンシップ生と受入校との個別調整による。

なお、宿泊を伴う活動は行わない。

例：授業見学・支援・補助、学校業務への支援、学校行事への支援・参加、研修会への参加・学習 等

5 大学の指導体制

- ・担当教員制：教職インターンシップ担当教員が、年間を通じて継続的に指導を行う。
- ・例年12月に大学で活動発表会を実施予定

6 今後の流れ

令和6年2月 教育委員会から区立小中学校へ、インターンシップ受入希望校の確認
文教委員会での報告

大学が受入校と学生をマッチング

4月 大学が受入校へ関係資料一式を郵送

受入校が面接日程を指定し、面接実施

5月中旬 教育インターンシップ開始

10月 活動終了後、受入校が大学へ評価表を送付

7 その他

- ・交通費、給食費は学生の自己負担
- ・学生は、学生教育研究災害傷害保険（学研災）及び学研災付帯賠償責任保険（付帯倍責）に加入し、活動中の怪我や事故に対応。